

○木曾広域連合行政不服審査法施行条例

〔平成28年3月1日  
条例第1号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(法務専門調査職員の任用)

第2条 木曾広域連合長（以下「連合長」という。）は、次に掲げる業務を行わせるため必要があると認めるときは、法務専門調査職員を任用することができる。

- (1) 法第2章第3節に規定する審理手続(同章第1節に規定する手続を含む。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、その遂行に法律に関する高度の専門的な知識経験が特に必要となる業務

2 前項の規定による任用は、同項各号に掲げる業務を遂行するために必要な知識、技能及び経験を有する者のうちから、連合長が選考により行う。

(身分)

第3条 法務専門調査職員は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職とする。

(報酬等の支給及び勤務時間等)

第4条 法務専門調査職員の報酬及び費用弁償の支給並びに勤務時間及び勤務日については、連合長が別に定めるものとする。

(守秘義務)

第5条 法務専門調査職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表する場合には、連合長（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除く外、拒むことができない。

(行政不服審査会の設置)

第6条 法第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、連合長の附属機関として、木曾広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、5名以内の委員で組織する。

3 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、連合長が委嘱する。

4 前2項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。